

報道資料

令和3年12月29日(水)

総務部知事公室 防災統括室 担当:小原、三原
電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2285、2247

新型コロナウイルス検査促進事業の実施について (感染拡大傾向時の一般検査事業)

オミクロン株の市中感染が確認された隣接府県においても無料検査の実施が可能となりました。そのため、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「感染に不安を覚える無症状者に対し、検査を受けること」を県民に要請し、無料検査を以下のとおり実施します。

1. 実施期間 令和3年12月29日(水)～当面の間
2. 無料検査の対象
 - (1)対象地域 県内全域
 - (2)対象者 発熱等の症状がない方で、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県民(奈良県在住者。ワクチン接種の有無を問わない。)
3. 無料検査実施事業者については、下記ホームページで公表しています。(順次追加予定)
<https://www.pref.nara.jp/59958.htm>
4. 無料検査の流れについて
「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」に係る無料検査と同様です。
5. 県民のみなさまへのお願い
変異株であっても基本的な感染防止策が重要です。県民のみなさまには、感染リスクを下げる下記の取組を徹底していただき、感染防止への配慮を引き続きお願いいたします。
 - ・マスクを正しく着用し、換気、消毒、2m以上の距離を確保しましょう
 - ・3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう
 - ・ワクチンを接種しても、引き続き注意しましょう

ワクチン接種に関する差別など、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくしましょう。